野洲駅南口のにぎわい創出に向けた市民懇談会

野洲駅南口の市有地において「人と人とがつながり、にぎわう　居心地の良い駅前空間」を実現することを目的として進めている「野洲駅南口周辺整備官民連携事業」について、７月４日に連携事業者と基本協定を締結しました。現在は、連携事業者からの提案を基に整備に向けた協議を進めています。

そこで、現在協議している内容について市民の皆さんへお知らせするとともに、駅前でのにぎわいや居心地の良い空間の創出について皆さんのご意見を伺う市民懇談会を開催します。

皆さんのお越しをお待ちしています。

※提案時のものであり、今後の協議において変更する場合があります。

日　時…８月25日㈰　午後１時30分～３時30分
場　所…総合防災センター２階研修室
内　容…▽野洲駅南口周辺整備官民連携事業について
▽駅前でのにぎわいや居心地の良い空間の創出について ほか
申し込み…不要
問い合わせ…企画調整課 ☎587－6039、FAX586－2200

防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達試験

８月28日㈬　午前11時ごろ

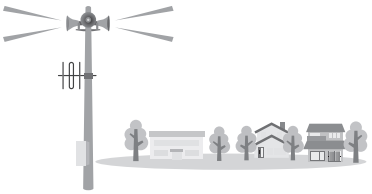

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）※を用いた試験で、野洲市以外の地域でもさまざまな手段を用いて情報伝達試験が行われます。

情報伝達手段	内　容
防災 行政無線	市内73カ所に設置してある防災行政無線から、毎週金曜日に実施している定時試験放送と同程度の音量で次の放送内容が一斉に放送されます。 **【放送内容】** ①上りチャイム音 ②「これは、Ｊアラートのテストです。」×３回 ③「こちらは、ぼうさい野洲市役所です。」 ④下りチャイム音

上記日時のほか、令和６年度は次の日程で同様の試験を実施します。
▽11月20日㈬　▽令和７年２月12日㈬

問い合わせ…危機管理課 ☎587－6089、FAX587－4033

注）●野洲市メール配信サービス、防災アプリ、LINEでもテスト配信を行います。（データ放送、緊急速報メール等の配信は行いません。）
●災害の発生状況、気象状況などによっては、試験を中止する場合があります。

※Ｊアラートとは、地震・津波・気象や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時に伝達するシステムです。

定額減税補足給付金（調整給付）のお知らせ

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における物価高への支援の一環として、納税者および同一生計配偶者を含む扶養親族１人につき４万円（令和６年分の所得税から３万円・令和６年度分の個人住民税所得割から１万円）の**定額減税**が行われます。

その中で、定額減税を十分に受けられないと見込まれる人に対し、当該定額減税しきれない額を１万円単位に切り上げて算定した**調整給付金**が支給されます。

●支給対象者 ＜フローチャート＞

- 令和６年１月１日に野洲市に居住していた
  - いいえ → 居住先の市区町村に確認してください
  - はい ↓
- 合計所得金額が1,805万円以下である
  - いいえ → 対象外
  - はい ↓
- 令和６年分所得税または令和６年度個人住民税所得割の少なくとも一方は課税されている
  - いいえ → 対象外
  - はい ↓
- 定額減税可能額 が「令和６年分推計所得税額※」または『令和６年度個人住民税所得割額』を上回る
  - いいえ → 対象外
  - はい ↓

令和６年度定額減税補足給付金（調整給付）の対象者と見込まれます

※令和６年分推計所得税額とは、事務処理基準日（６月３日）時点で入手可能な令和５年中の所得等をもとに、国が提供する「算定ツール」を用いて推計した所得税額。

●調整給付額

「所得税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額 ３万円×（本人＋扶養親族数） − 令和６年分推計所得税額（減税前） ＝ ① 所得税分控除不足額（０円未満の場合は０円）

「個人住民税所得割分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額 １万円×（本人＋扶養親族数） − 令和６年度分個人住民税所得割額（減税前） ＝ ② 個人住民税分控除不足額（０円未満の場合は０円）

「調整給付額」の算出方法

① 所得税分控除不足額 ＋ ② 個人住民税分控除不足額 ＝ **調整給付額**（一万円単位で「切り上げて」算出）

●申請手続き

市から調整給付金の支給対象となる人へ、「定額減税補足給付金（調整給付）**支給確認書**」を、７月下旬に発送しています。

10月31日㈭（消印有効）までに確認書の記載内容を確認し、必要事項を記入の上、必要書類の写しを添えて税務納税課へ郵送または持参してください。

※同封の「オンライン（WEB）申請のご利用方法」に記載の二次元コードによるオンライン申請可。この場合、確認書や添付書類等の返送不要。オンライン申請には、マイナンバーカードが必要です。

●その他

（１）調整給付金の詳細は、内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html

（２）所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm

（３）個人住民税の定額減税の詳細は、「広報やす」６月号10ページまたは市ホームページをご覧ください。

（４）**定額減税や調整給付金に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。**
市や国税庁・税務署、内閣府などの職員が、現金自動預け払い機（ATM）の操作をお願いすることや、給付のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。不審な電話やメール、郵便等があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（☎#9110）、または市消費生活センター（☎587－6063）にご連絡ください。

申請・問い合わせ…税務納税課（〒520-2395野洲市小篠原2100番地１）☎587－6040、FAX587－2439

マルチコピー機を設置しました！

マルチコピー機（キオスク端末）を市役所本館１階玄関ホールに設置しました。

マルチコピー機では、コピーをはじめ、マイナンバーカードを利用して証明書が取得できます。申請書を書いたり、窓口に並んだりすることなく証明書を取得でき、窓口より交付手数料も安くなります。

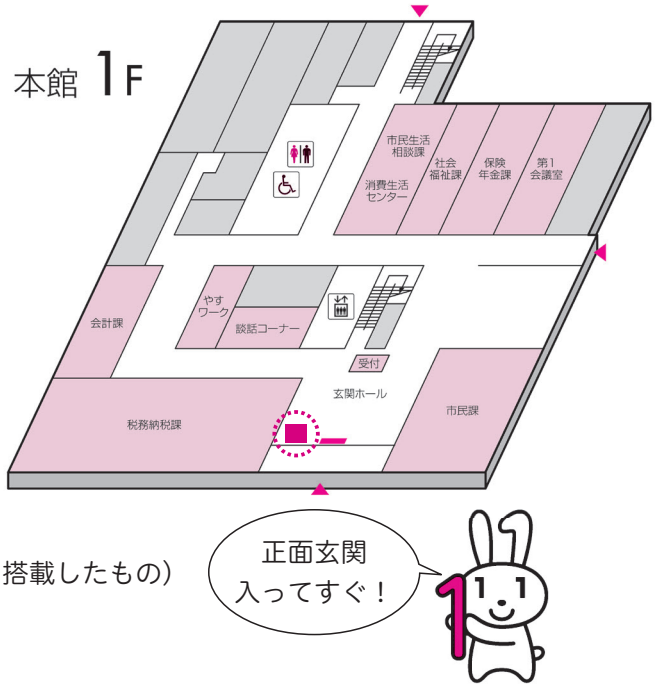

●利用できる時間

月曜～金曜日　午前８時30分～午後５時15分（祝日、システム保守点検日を除く）

●取得できる証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍謄本（抄本）、戸籍の附票、所得証明書、課税（非課税）証明書

●証明書取得に必要なもの

マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書の機能を搭載したもの）

※４桁の暗証番号の入力が必要です。

問い合わせ…総務課 ☎587－6038、FAX 587－4033

介護が楽しく学べる基礎講座 受講者募集！

＜５つのポイント！＞

1　野洲市内の要支援認定者への訪問サービス事業に従事できる資格を得られます。
2　高齢者サロンなどでのボランティア活動、ご家族の介護の向上に役立ちます。
3　本格的に介護現場に従事するきっかけとしても役立つ内容です。
4　市主催の無料の講習会で安心です。講師は介護事業所の、経験豊かな専門職員等です。
5　16歳以上ならどなたでも受講できます。

日程等…

日　時		講義内容
９月10日㈫	午前９時～ 午後４時30分	１．職務の理解 ２．介護におけるコミュニケーション技術 ３．介護における生活支援技術
11日㈬		４．老化の理解 ５．認知症の理解（認知症サポーター養成講座） ６．高齢者の尊厳と介護の基本

場　所…健康福祉センター（辻町433番地１）

対　象…16歳以上、先着20人

受講料…無料

※講義の内容は昨年度と同じです。

※修了証はすべての内容を受講された人のみに交付します。

※健康状態などから受講が困難と判断した場合は、お断りすることがあります。

申し込み・問い合わせ…８月23日㈮までに介護保険課 ☎587－6074、FAX 586－2176

募集 期日前投票立会人を募集します

市選挙管理委員会では、市民の皆さんに政治や選挙に関心を持ち、選挙を身近なものに感じてもらうため、選挙時に期日前投票所で公正かつ適正に投票が行われるよう立ち会っていただく「期日前投票立会人※」の登録者を次のとおり募集します。

満18歳以上の高校生や大学生など若い世代からの応募もお待ちしています。

※期日前投票立会人とは、期日前投票所において、投票に立ち会うことで、投票管理者のもとで選挙が公正に行われているか投票状況や事務全般に立ち会うものです。

●投票立会人の主な仕事

(1) 投票所の開閉に立ち会います。
(2) 投票人が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまで立ち会います。
(3) 投票期間中の投票箱の閉鎖に立ち会います。
(4) 投票録等に署名（自署）をします。
(5) 期日前投票の最初の日は、空虚確認として投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会います。

応募資格…野洲市の選挙人名簿に登録されている人

※選挙人名簿の登録は、満18歳以上の日本国民で、引き続き３カ月以上野洲市に住んでいる人が登録されます。
※特定候補者の選挙運動に積極的に携わっている人は、応募をご遠慮ください。
※期日前投票所には投票管理者や選挙事務職員がいるため、選挙制度等に関する知識や経験は必要ありません。

応募・問い合わせ…「期日前投票立会人登録申請書」に必要事項を記入の上、郵送、ファクス、Ｅメールまたは持参のいずれかで野洲市選挙管理委員会（総務課内）☎587－6038、FAX587－4033、Ｅメールsoumu@city.yasu.lg.jp

※申請書は、総務課に設置しています。ホームページからもダウンロード可
※詳細は市ホームページをご覧ください。

市内園巡回ツアー参加者募集！

保育士資格などをいかし園に就職を検討している人を対象に「市内園巡回ツアー」を実施します。

日　時…９月12日㈭　午前９時～正午
場　所…●野洲優愛保育園モンチ　●TAMランド野洲駅前園　●さくらばさまこども園
※集合場所／市役所別館１階会議室
対　象…保育士資格や幼稚園教諭免許取得者、同資格・同免許の課程を履修中の人、保育補助や他職種資格免許取得者（看護師・養護教諭・栄養士・調理師等）として園に就職を検討している人、先着10人
内　容（予定）…就学前の教育・保育施設を巡り、保育等の現場を見学します。
参加費…無料
※集合場所までの交通費は参加者負担です。
※当日はワゴン車に乗り合って移動します。

申し込み・問い合わせ…

８月29日㈭までに名前、年齢、電話番号を電話、ファクスまたはＥメールのいずれかで滋賀県保育士・保育所支援センター（滋賀県保育協議会）☎516－9090、FAX521－2117、ホームページhttps://shiga-hoiku.jpまたは野洲市三方よし人材バンク（市こども課内）☎587－6052、FAX586－2176、Ｅメールkodomo@city.yasu.lg.jp

令和７年度

入所(園)一斉申し込み
～保育所(園)・認定こども園・小規模保育園・幼稚園～

令和７年度から入所（園）を希望される場合は、８月26日㈪から申込書類（入所・入園のしおり）を各所（園）、こども課に設置しますので、ご確認ください。

募集児童数や申し込み要件などの詳細は、「広報やす」９月号および「入所・入園のしおり」に掲載します。また、市ホームページにも掲載します。

保育所（園）・認定こども園（保育園部）・小規模保育園

受付期間…９月24日㈫～28日㈯・30日㈪
午前９時～午後５時　※９月28日㈯は午後４時まで

受付場所…市役所本館１階会議室

幼稚園・認定こども園（幼稚園部）

受付期間…９月24日㈫～27日㈮・30日㈪
午後２時30分～５時

受付場所…入園を希望する幼稚園・認定こども園

問い合わせ…こども課 ☎587－6052、FAX586－2176

ひとり親家庭の皆さんへ

児童扶養手当現況届の手続き

児童扶養手当を受けているひとり親家庭等の人は、手当の支給・停止を問わず、毎年８月中に「児童扶養手当現況届」の手続きが必要です。この届は、毎年８月１日における受給者の状況を調査し、児童扶養手当を引き続き受ける要件にあるかどうかを確認するためのものです。

対象者には通知しますので、８月中に必要な書類等を持参の上、**必ず本人がご来庁**ください。

提出期間…８月１日㈭～30日㈮　午前８時30分～午後５時15分（土曜・日曜日、祝日は除く）

※次の期間は、休日・夜間受付を行います。
▽休日受付／８月18日㈰　午前９時～午後１時
▽夜間受付／８月13日㈫～16日㈮　午後７時まで

重要　この届の提出がないと11月分以降の手当が受けられません。また２年間提出がないと手当を受ける資格がなくなります。

ご注意ください！

児童扶養手当の受給開始から５年を経過する等の要件に該当する人は、一部支給停止適用除外の届け出が必要です。届出書（緑色の用紙）を同封しますので、現況届の手続きとともに８月中に提出してください。**原則８月中に提出がないと、手当額が１／２になります。提出期限までに必要書類が提出されず、手当額が１／２となった場合は、提出期限後に提出されても、提出された月からの適用となり、それ以前の手当額は元の手当額には戻りません**ので、ご注意ください。

問い合わせ…子育て家庭支援課 ☎587－6884、FAX586－2176

児童手当のお知らせ

児童手当受給者等の所得等の審査を行っています。

審査の結果、手当月額や受給者が変更となる場合、もしくは手当の支給を受けられなくなる人については、その対象者にのみ通知書を送付します。変更のない人へは送付しませんので、10月の定期支払い時に振込金額を確認してください。

※「現況届」の提出が必要であるにも関わらず未提出の場合は、提出があるまで手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

●手当月額が変更となる人

受給者の前年中の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として、中学校修了前の児童１人につき月額5,000円が給付されます。

【所得制限限度額】

扶養親族等の数	所得制限限度額
０人	622万円
１人	660万円
２人	698万円
３人	736万円

※扶養親族が４人を超える場合は１人につき38万円を所得制限限度額に加算します。

※令和５年中の所得を審査します。所得には一定の控除があります。

●受給者が変更となる人

現在の受給者よりも配偶者の所得が多い場合で、生計を維持する程度の高い人が配偶者であると判断できる場合などは受給者の変更をお願いすることがあります。

●手当の支給が受けられなくなる人

受給者の前年中の所得が所得上限限度額以上の場合は児童手当の支給を受けることができません。

【所得上限限度額】

扶養親族等の数	所得上限限度額
０人	858万円
１人	896万円
２人	934万円
３人	972万円

※扶養親族が４人を超える場合は１人につき38万円を所得制限限度額に加算します。

※令和５年中の所得を審査します。所得には一定の控除があります。

問い合わせ…子育て家庭支援課 ☎587－6884、FAX586－2176

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当所得状況届提出のお知らせ

所得状況届は、毎年８月１日における受給者の所得状況の調査を行い、８月分から翌年７月分までの手当を引き続き受給できる要件を満たしているかを確認するためのものです。

対象者には、８月上旬に通知しますので、通知書に記載のものを持参の上、届け出を行ってください。

※提出がない場合は、８月分以降の手当は支給できません。

※２年間提出がない場合は手当を受ける資格がなくなります。

提出期間…８月９日㈮～９月11日㈬　午前８時30分～午後５時15分（土曜・日曜日、祝日は除く）

問い合わせ…障がい福祉課 ☎587－6087、FAX586－2176